

令和7年第4回川西町 議会定例会会議録

令和7年12月2日 火曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 遠藤明子

出席議員（12名）

1番 船山千鶴君	2番 鈴木孝之君
3番 寒河江寿樹君	4番 渡部秀一君
5番 寒河江司君	6番 吉村徹君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 高橋輝行君
12番 遠藤明子君	13番 鈴木幸廣君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 茂木晶君	副町長 島貫啓一君
教育長 片倉和之君	総務課長 有坂強志君
企画財政課長 坂野成昭君	政策推進課長 色摩良一君
会計管理者・ 税務会計課長 鈴木玄君	住民課長 大河原孝如君
福祉介護課長 梶山由美君	健康子育て 課長 近祐子君
農林課長 大友勝治君	商工観光課長 安部博之君
地域整備課長 中山宗隆君	教育文化課長 前山律雄君
監査委員 嶋貫榮次君	企画財政課 課長補佐 (財政担当) 石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優 徳
主 任 高 橋 知 希

事務局長補佐 竹 田 紀 子

議 事 日 程 (第 1 号)

令和7年12月2日 火曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第57号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認に
ついて

日程第 4 議第63号 川西まちなかテラス条例の設定について

日程第 5 議第64号 川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用
の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第65号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

日程第 7 議第66号 第6次川西町総合計画の策定について

日程第 8 議第69号 川西町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

日程第 9 議第67号 指定管理者の指定について

日程第10 議第68号 指定管理者の指定について

日程第11 議第58号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第4号)

日程第12 議第59号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第13 議第60号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第14 議第61号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算(第2号)

日程第15 議第62号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

日程第16 議案の委員会付託

日程第17 請願の付託

請願第2号 三菱鉛筆株式会社山形工場移転後の跡地利活用に係る請願

請願第3号 ツキノワグマ対策に関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

令和7年10月30日、南陽市議会本会議場において、置賜広域病院企業団議会定例会が開催され、令和6年度病院事業会計決算、令和7年度病院事業会計補正予算(第1号)の外、議員発議として、医療機関に対する緊急的な支援の実施及び診療報酬への物価等の変動に対する仕組みの導入を求める意見書が上程され、いずれも原案のとおり認定及び可決されました。

次に、令和7年11月12日、東京のNHKホールにおいて、全国町村議会議長など関係者が出席して、第69回町村議会議長全国大会及び第50回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催されました。大会では、当面する重要課題の実現に向けた特別決議3件、諸課題の解決を図るための要望事項28件、議員の成り手不足対策及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望、また豪雪地帯の振興対策についての要望事項8件が、いずれも満場一致をもって採択、決定されました。

次に、令和7年11月19日、米沢市議会議場において、置賜広域行政事務組合議会定例会が開催され、令和6年度一般会計歳入歳出決算、令和6年度消防特別会計歳入歳出決算、交通

事故に基づき生じた損害賠償の額の決定及び和解について、火災予防条例の一部改正について、令和7年度一般会計補正予算（第2号）、令和7年度消防特別会計補正予算（第1号）が上程され、いずれも原案のとおり認定及び可決されました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長茂木 晶君。

（町長 茂木 晶君 登壇）

○町長 おはようございます。

私より、9月以降の町政報告を行います。

9月2日から19日まで、第3回川西町議会定例会が開催されました。

9月24日、第2回川西町生活安全推進協議会を開催いたしました。会議では、米沢警察署生活安全課長より、最近の犯罪等の発生状況について報告があり、第16回川西町民生活安全推進大会の開催要項について協議いただきました。

9月25日、第1回川西町総合教育会議を開催いたしました。会議では、川西町立小学校の適正配置に関する基本的な考え方と方向性を確認するとともに、意見交換を行いました。

10月17日から19日までの3日間、第42回地酒と黒べこまつりを開催いたしました。最高級の米沢牛をよりおいしく堪能いただくため、町内飲食店と持ち帰りによる開催としました。川西生まれ・川西育ちの最高級の米沢牛2頭分と川西町が誇る2つの酒蔵の地酒を、町内7つの飲食店で317名、持ち帰りにて300名、合計617名の方々にご堪能いただきました。

10月19日、川西町誕生70周年記念式典を挙行いたしました。

10月20日、川西町クマ対応策本部を設置しました。本部では、情報収集及び確認、猟友会、警察、地区センター等関係機関との相互連絡、広報及びパトロールの実施などを行いながら、住民の安全確保に努めております。

10月31日、川西町誕生70周年記念事業として、震災を忘れない講演会を開催いたしました。講師には、元岩手県大槌町職員佐々木 健氏をお招きし、川西中学校全生徒、一般聴講者を対象に、「忘れてはいけない！生命（いのち）を守るために」をテーマにご講演いただきました。

11月1日、第16回川西町民生活安全推進大会を開催いたしました。

11月3日、川西町民表彰式典を挙げていたしました。

11月4日、令和8年度重要事業について、中央省庁及び県選出国會議員への要望活動を実施いたしました。今年度は、本職と鈴木幸廣議長が総務省、農林水産省を訪問し、要望書をお渡しするとともに、本町の実情について説明してまいりました。また、県選出国會議員各事務所を訪問し、本町の重要事業について説明を行うとともに、より一層の支援について要望してまいりました。

11月19日、第1回川西町介護保険運営協議会を開催いたしました。会議では、令和6年度川西町介護保険事業の実績及び第9期川西町介護保険事業計画の進捗状況について説明し、協議いただきました。

11月21日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

11月21日、第3回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、米沢警察署交通課長より、最近の交通事故の発生状況の報告があり、飲酒運転撲滅・冬の交通安全県民運動の実施計画について協議いただきました。

12月1日、川西町民生委員児童委員辞令交付式を開催いたしました。同日付で、民生委員・児童委員52名と主任児童委員3名の皆様に、3年間の任期とする辞令が交付されました。同日開催した民生委員児童委員協議会臨時総会において、会長には小松地区の高橋栄一氏が、副会長には小松地区の吉永寿美子氏、玉庭地区の須貝建藏氏の2名が選出されました。また、退任された18名の皆様には、山形県知事からの感謝状を伝達し、町からは記念品を贈呈いたしました。

次に、入札執行状況について、1件500万円以上の入札執行状況を報告いたします。

月日、9月1日、物品名、川西まちなかテラス整備備品、落札金額1,045万円、落札者、株式会社平山家具、代表取締役平山利郎ほか、記載の15件の入札を執行したところです。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○議長 町長の町政の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

6番吉村 徹君、7番伊藤 進君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日12月2日より12月12日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

◎議第57号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第3号)の専決処
分の承認について

○議長 日程第3、議第57号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則ではありますが、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第57号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めためであります。

内容については、坂野企画財政課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 私より、議第57号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度川西町一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めらるものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

続いて、専第3号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について、

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分する。

専決処分の日であります、令和7年10月31日、町長名でございます。

こちらが補正予算書になります。

令和7年度川西町一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度川西町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,048万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億9,256万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年10月31日、町長名でございます。

それでは、第1表関係の予算の金額につきましては、こちらの資料でご説明を申し上げます。

令和7年度川西町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

1、歳出であります、性質別に区分した補正額並びに補正の主な内容をご説明申し上げます。

ナンバー1、補助費等8,891万6,000円の増額、ふるさとづくり基金管理事業返礼品の増額でございます。

ナンバー2、物件費3,457万7,000円の増額、こちらも、ふるさとづくり基金管理事業事務代行委託料等の増でございます。

ナンバー3、積立金2億4,698万7,000円の増額、ふるさとづくり基金管理事業、ふるさとづくり基金への積立金の増でございます。

歳出合計3億7,048万円の増額。

続いて、2、歳入であります、ナンバー1、寄附金2億4,698万7,000円の増額、ふるさとづくり寄附金の増。

ナンバー2、繰入金1億2,349万3,000円の増額、ふるさとづくり基金からの繰入金の増でございます。

歳入合計3億7,048万円の増額。

なお、いずれに関しましても、ふるさとづくり基金に関する内容、いわゆるふるさと納税

に係る増額でございます。

ここで、内容を若干付け加えさせていただきますが、本年10月の、いわゆるふるさと納税の寄附金が当初の想定よりも上回りました、寄附金の歳入の金額、2億4,600万ほど増額しております。この金額を一旦、こちらの基金に全額積立てを行います。また、寄附によりまして、寄附者への返礼品、また事務代行の委託料など、2分の1相当額になりますが、こちらのほうを基金から取崩しといいますか、繰入れを行いまして、こちらの歳出の、それぞれ返礼品と事務代行委託料への支払いに充てるというような流れになってございます。

なお、この補正の後の財政調整基金残高は9億472万9,000円となりまして、令和7年度の標準財政規模に占める割合は13.0%となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第63号 川西まちなかテラス条例の設定について

◎議第64号 川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第65号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第66号 第6次川西町総合計画の策定について

◎議第69号 川西町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

◎議第67号 指定管理者の指定について

◎議第68号 指定管理者の指定について

◎議第58号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第4号)

◎議第59号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

◎議第60号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）

◎議第61号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第2号）

◎議第62号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長 日程第4、議第63号 川西まちなかテラス条例の設定についてから日程第15、議第62号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）までの12議案を、議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第63号 川西まちなかテラス条例の設定について提案申し上げます。

提案理由については、川西まちなかテラスを設置するため、提案するものであります。

内容については、色摩政策推進課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 それでは、私より、議第63号 川西まちなかテラス条例の設定についてご説明を申し上げます。

川西まちなかテラスの条例を次のように設定するものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、別添の概要書にて説明を申し上げます。

1つ目は、条例の趣旨でございます。

川西町地域振興拠点施設川西まちなかテラスを公の施設として設置するため、設置条例を定めるものでございます。

2つ目は、条例で定める施設の主な内容でございます。

(1)は、名称及び位置で、記載のとおりでございます。

(2)は、主な用途でございます。

①地域づくり及び人づくりに資する事業、②観光情報発信及び観光交流の促進に関する事業、③にぎわい創出に関する事業、④子育てに関する事業、⑤生涯学習及び福祉向上に資する事業等でございます。

(3)は、施設の管理についてでございます。当面は直営による管理を予定しております

が、指定管理者に行わせることができるとするものでございます。

(4) は、その指定管理者に行わせることができる業務でございます。

①まちなかテラスの利用に関する業務、②まちなかテラスの施設及び設備の維持管理に関する業務、③先ほど説明しました(2)のテラスの用途に掲げる事業に関する業務、④その他、特に町長が必要と認める業務でございます。

(5) は、使用料でございます。

使用料及び冷暖房料は、使いやすさを考慮しまして、仕様区分に定める各部屋で、ホール、Room1・2・3・4、シェアキッチン、ホワイエ、まちの広場、敷地内の外の部分でございますが、を使用する場合は、1時間単位で設定するものでございます。

なお、備考といたしまして、①継続使用は原則として3日以内とするものでございます。②会費または入場料を徴収する場合は、使用料を2倍の額とするものでございます。③催物等営利目的で使用する場合は、使用料を3倍の額とし、冷暖房料は5割を加算するものでございます。④使用料及び冷暖房料の額を算定する場合、1時間未満の端数のある場合は1時間に切り上げるとするものでございます。⑤ホール、ホワイエ、まちの広場等の使用料及びホール、ホワイエの冷暖房料につきましては、使用の承認を受けた場合に有料とするもので、基本的には自由に無料で使えるものとするものでございます。

(6) 使用料及び冷暖房料の減免措置でございます。次の①から⑤に該当する場合は、使用料の減免または免除することができるものでございます。ただし、冷暖房料は①または②に該当する場合のみ減免するものでございます。

3つ目は、施行期日等でございます。

(1) この条例は、公布の日から1年を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するものでございます。ただし、次の(2)から(4)につきましては、公布の日から施行するものでございます。

(2) まちなかテラスの管理を法人その他の団体であって町長が指定するものに行わせるために必要な行為や、この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行わせることができるとするものでございます。

(3) 川西町公民館条例は、この条例の制定に合わせ、廃止するものでございます。

(4) 公民館条例の廃止に伴いまして、川西町教育施設等の使用に関する条例に規定されている公民館に係る部分を削るとともに、改正前の様式を所要の修正を加えて使用することができるとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 茂木町長。

○町長 議第64号 川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正するため、提案するものであります。

内容については、有坂選挙管理委員会書記長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 有坂選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長 それでは、私から、議第64号 川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

川西町議会議員及び川西町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、資料をもって説明をさせていただきます。

まず1つ目、改正の趣旨であります。

公職選挙法施行令の一部改正により、選挙公営限度額が引き上げられたことから、本条例の選挙運動用ビラ及びポスター作製の公費負担に係る単価を改正するものであります。

2、改正の内容。

1点目、選挙運動用ビラ作成に係る単価を、現行1枚当たり7円73銭を1枚当たり8円38銭に改めるものでございます。

2つ目、選挙運動用ポスター作成に係る単価、現行単価541円31銭を586円88銭に改正するものであります。

なお、ポスター1枚当たりの公費負担額は、下記に記載したとおりでございます。

3の施行期日等につきましては、交付の日から施行し、同日以降にその期日を告示される選挙から適用するものでございます。

説明は以上です。

○議長 茂木町長。

○町長 議第65号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて提案申し上げます。

提案理由については、特別職の職員に対する報酬の支給方法等を改めるため、提案するものであります。

内容については、有坂総務課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 有坂総務課長。

○総務課長 私から、議第65号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付提出、町長名でございます。

内容については、資料で説明をさせていただきます。

まず1つ目、改正の趣旨であります、特別職の職員に対する報酬の支給方法等を改めるためでございます。

2つ目、改正の内容といたしまして、3点ございます。

まず1つ目、年額報酬の職員に対して。

ア、年額報酬の支給期日について、各計算期間の実績を確認した後に、当該計算期間の末日から一月以内に支給することとするものでございます。

イ、別表に明記されていない者への年額報酬の支給方法について、年額一括払いまたは月割りによる分割払いをすることができるようにするものでございます。

2つ目、月額報酬、月額報酬について、各月の業務実績を確認した後に、当該月の末日から1月以内に支給することとするものでございます。

3つ目、日額報酬、日額報酬について、月締めにより後日支給することとするものでございます。

3の施行期日等でございますが、まず1つ目、令和8年4月1日からの施行でございます。

2点目、経過措置として、この条例の施行日前に支給の事由の生じた報酬の支給方法等については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上です。

○議長 茂木町長。

○町長 議第66号 第6次川西町総合計画の策定について提案申し上げます。

提案理由については、川西町まちづくり基本条例第17条第1項の規定により、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を定める必要があるため、提案するものであります。

内容については、坂野企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 それでは、私から、議第66号 第6次川西町総合計画の策定についてご説明を申し上げます。

第6次川西町総合計画を別添のとおり定めるものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

こちらが、第6次川西町総合計画（案）でございます。

先に目次でございますが、I番の策定にあたってからVIII番の人口推計まででございます。

この計画の内容につきましては、先日11月25日の全員協議会でご説明をさせていただいたとおりでございますので、本日は主要な部分のみご説明を申し上げます。

こちらの33ページでございますが、V番として、基本構想を定めております。

こちらの目指す将来像でございますが、第3段落目にございますとおり、町民一人一人の幸福度を高めるため、若者と女性をはじめ多様な人々の活躍に焦点を当て、限りある資源の有効活用を図り、小さくても豊かな社会をつくり上げていくといたしまして、こちらのとおり、「わたしもあなたも満たされるまち ～共に感じ、共に創り、共に生きる～」としてございます。

こちら、35ページであります。実現に向けた目標を掲げておりますが、こちらの重点目標として、「若者や女性、多様な人々が活躍するまちをつくります」としております。また、分野ごとに5つの基本目標を設定してございます。

続いて、40ページでございますが、目標達成への指標といたしまして、こちらの町民幸福度を上げていくということを設定してございます。

続いて、55ページからになります。VII前期基本計画、これは5年間の計画となりますけれども、こちらの重点目標実現に向けた2つの重点プロジェクト並びに具体的な取組として、こちらの重点施策を掲げてございます。

こちらの65ページからになります。基本構想の中で5つの基本目標を掲げてございます。また、真ん中の列になります。分野ごとに実施していく施策、これがこちらの右側になります。こちらを載せてございます。

この施策の中では、主な取組ですとか数値目標のほか、みんなの役割といたしまして、町民や事業者の皆様にご担っていただきたい内容も盛り込んでございます。

最後に、105ページからになります。VIII人口推計を載せてございます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計値、こちらは手順1となりますが、これを基にいたしまして、総合計画前期基本計画の各種施策を実施することによって、令和12年度の人口推計値をこちらに載せてございます。

主な内容については以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長 茂木町長。

○町長 議第69号 川西町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について提案申し上げます。

提案理由については、川西町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、提案するものであります。

内容については、大河原住民課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 大河原住民課長。

○住民課長 私より、議第69号についてご説明申し上げます。

議第69号 川西町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定に基づき、次のとおり川西町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、資料によりご説明申し上げます。

1、目的でございますが、令和7年度以降、マイナンバーカード交付から5回目の誕生日に到来するマイナンバーカード電子証明書の更新期限を迎える方が急増するため、令和8年3月に町内郵便局6局で電子証明書更新等業務の業務委託を行い、本町窓口の混雑緩和及び町民サービスの向上を図るものでございます。

2、指定する郵便局でございますが、小松、大塚、中郡、玉庭、大舟、吉島の町内6局でございます。

次に、3の委託業務内容でございますが、1つ目に、マイナンバーカード5年の更新に係る手続、2つ目には、個人番号カード用署名用電子証明書、こちらは英数字6から16文字であります、主に税申告等、行政手続に使用するものでございます、そちらの発行及び失効に係る手続でございます。3つ目に、個人番号カード用利用者証明用電子証明書、こちらは数字4桁のものでございますが、健康保険証やコンビニ交付等に使用するものでありまして、そちらの発行及び失効に係る手続でございます。

説明は以上でございます。

○議長 茂木町長。

○町長 議第67号 指定管理者の指定について提案申し上げます。

提案理由については、各地区交流センター等の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

内容については、色摩政策推進課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 それでは、私より、議第67号をご説明申し上げます。

指定管理者の指定について。

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称でございます。

川西町小松地区交流センターにつきましては、小松地区地域振興協議会、川西町大塚地区交流センター、川西農業センターにつきましては、大塚地区社会を明るくする協議会、川西町犬川地区交流センターにつきましては、いぬかわ振興協議会、川西町中郡地区交流センター、中郡農業研修センター、中郡農村公園につきましては、中郡地区社会教育振興会、川西町玉庭地区交流センター、川西町克雪管理センター、玉庭農村公園につきましては、玉庭地区交流センター四万山館、川西町東沢地区交流センター、川西町東沢活性化センター、東沢農村公園、東沢舟山公園につきましては、東沢地区協働のまちづくり推進会議、川西町吉島地区交流センター、川西町多目的研修センター、吉島農村公園につきましては、特定非営利活動法人きらりよしじまネットワークでございます。

以上、各施設につきまして、指定期間でございますが、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定するものでございます。

以上、本日付、町長名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 茂木町長。

○町長 議第68号 指定管理者の指定について提案申し上げます。

提案理由については、川西町フレンドリープラザ、川西町立図書館及び遅筆堂文庫の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

内容については、前山教育文化課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 前山教育文化課長。

○教育文化課長 それでは、私より、議第68号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

す。

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称でございますが、川西町フレンドリープラザ、川西町立図書館、遅筆堂文庫。

指定管理者となる団体の名称でございます。特定非営利活動法人かわにし文化広場。

指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなります。

本日付提出、町長名でございます。

以上、説明を終わります。

○議長 茂木町長。

○町長 議第58号 令和7年度川西町一般会計補正予算（第4号）を提案申し上げます。

令和7年度川西町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,691万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億948万6,000円とするものであります。

以下、内容については、坂野企画財政課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 私から、議第58号 令和7年度川西町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございまして、第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

一時借入金の補正。

第4条、一時借入金の借入れの最高額に5億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を

20億円とするものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、第2表から順番にご説明を申し上げます。

第2表債務負担行為補正でございます。

追加として6件ございます。上の4件につきましては、庁舎の管理やコピー機のリース契約に係るものでございます。下の2件については、契約更新する指定管理に係るものでございます。

期間につきましては、いずれも5年間の契約となりますが、本年中に契約、相手方の選定を行うため、令和7年度から12年度までとしております。

右側の限度額であります。これは5年間の上限額を設定するものでございます。

続いて、第3表地方債補正、変更で2件ございます。

まず1つ目、緊急防災・減災事業、補正後の限度額は2億3,700万円で、710万円の増額。

2つ目、過疎対策事業、補正後の限度額は12億3,740万円で、160万円の減額。

合計の補正後の限度額25億2,920万円で、550万円の増額となっております。

続いて、第1表関係については、こちらの資料でご説明を申し上げます。

初めに、1、歳出であります。性質別に区分し、その補正額並びに補正の主な内容をご説明申し上げます。

ナンバー1、人件費1,203万6,000円の増額、内容につきましては、一般職並びに会計年度任用職員の報酬等であります。共済費の見直し、また時間外手当の増額によるものでございます。

ナンバー2、補助費等2,246万1,000円の増額、このうち、地域営農推進事業、畑地化促進事業費補助金1,565万8,000円の増額などがございます。

ナンバー3、物件費2,941万2,000円の増額、このうち、感染症予防・予防接種事業、予防接種委託料2,100万円の増額などがございます。

ナンバー4、維持補修費5,653万5,000円の増額、このうち、冬期交通確保事業、除雪作業委託料等といたしまして、5,450万円の増額などがございます。

ナンバー5、扶助費6,786万円の増額、このうち、障がい介護給付等事業、障害者自立支援給付費6,525万2,000円の増額などがございます。

ナンバー6、普通建設事業費（補助）638万4,000円の増額、農業用水路等長寿命化・防災減災事業、ため池廃止工事請負費の増でございます。

ナンバー 7、普通建設事業費（単独）102万7,000円の増額、浴浴センター・パークゴルフ場管理運営事業、空調機修繕工事請負費等の増でございます。

ナンバー 8、普通建設事業費（県負担金）334万1,000円の増額、防災対策事業、県衛星通信システム第3世代工事負担金の増でございます。

ナンバー 9、積立金18万3,000円の増、町債管理基金管理事業、利子積立金の増額でございます。

続いて、ナンバー10、繰出金141万2,000円の増額、介護保険事業特別会計への繰出金の増でございます。

ナンバー11、公債費1,626万6,000円の増額、町債償還元金及び利子の増でございます。

歳出合計 2億1,691万7,000円の増額。

続いて、歳入であります、ナンバー 1、国庫支出金3,591万円の増額、このうち、障害者自立支援給付費国庫負担金3,385万5,000円の増額などがございます。

ナンバー 2、県支出金3,789万4,000円の増額、障がい者自立支援給付費県負担金1,692万8,000円の増額などがございます。

ナンバー 3、財産収入18万3,000円の増、町債管理基金利子の増額でございます。

ナンバー 4、寄附金50万円の増額、株式会社データシステム米沢様より一般寄附金の入がございましたので、この増額でございます。

ナンバー 5、繰入金 1億2,810万円の増額、財源調整のため、財政調整基金からの繰入金の増でございます。

ナンバー 6、諸収入883万円の増額、このうち、県支出金過年度収入463万1,000円の増額などがございます。

ナンバー 7、町債550万円の増額。

歳入合計 2億1,691万7,000円の増額。

なお、この補正後の財政調整基金残高は7億7,662万9,000円となりまして、令和7年度標準財政規模に占める割合は11.1%となります。

説明は以上でございます。

○議長 茂木町長。

○町長 議第59号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を提案申し上げます。

令和7年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによ

る。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,027万5,000円とするものであります。

以下、内容については、梶山福祉介護課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 梶山福祉介護課長。

○福祉介護課長 議第59号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

令和7年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項につきましては、町長の説明のとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日付、町長名でございます。

内容につきましては、別紙資料により説明いたします。

概要書でございます。

1、歳出、1款総務費272万3,000円の増額です。税制改正対応システムの改修費でございます。

3款地域支援事業費7万3,000円の増額、共済負担金等の増額でございます。

歳出合計279万6,000円の増額とするものでございます。

2、歳入、内容としましては、歳出の事業費の変更に伴いまして、国・県等の定められた負担割合に応じてそれぞれ増額とするもの、さらには、システム改修に伴う国の補助金を見込む内容でございます。

1款介護保険料6,000円の増額。

3款国庫支出金137万2,000円の増額。

4款県支出金6,000円の増額。

7款繰入金141万2,000円の増額。

合計しまして、歳入279万6,000円の増額とするものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長 茂木町長。

○町長 議第60号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）を提案申し上げます。

第1条、令和7年度川西町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

以下、第2条からの内容については、中山地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 中山地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私から、議第60号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

収益的収入及び支出の補正でございます。

第2条、令和7年度川西町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部でございます。

第1款水道事業収益、第2項営業外収益21万9,000円を追加し、計2,014万1,000円。

支出の部。

第1款水道事業費、第1項営業費用713万4,000円を追加し、計4億3,653万3,000円、第3項特別損失20万円を追加し、20万2,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出の補正でございます。

第3条、予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,222万1,000円は、消費税資本的収支調整額1,071万4,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億5,150万7,000円で補填するものとするを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,994万6,000円は、消費税資本的収支調整額1,071万4,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億1,923万2,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の部、第1款資本的収入、第1項企業債3,240万円を追加し、計1億9,140万円。

支出の部、第1款資本的支出、第1項建設改良費12万5,000円を追加し、2億7,340万7,000円とするものでございます。

企業債の補正。

第4条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。水道事業債3,240万円を追加

し、計1億9,140万円とするものでございます。

議会の議決を経なければ、流用することができない経費の補正。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費104万5,000円を追加し、計3,887万8,000円とするものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

別紙資料について、内容をご説明申し上げます。

概要書になります。

収益的収入の部でございます。

1款水道事業収益、2項営業外収益、1目受取利息12万9,000円の増額、2目他会計補助金9万円の増額、一般会計よりの補助金でございます。

収益的支出の部でございます。

1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費17万4,000円、通信運搬費の補正でございます。2目配水及び給水費690万1,000円、漏水修理等の委託料でございます。4目総係費5万9,000円の増額、人件費でございます。

3項特別損失、1目過年度損益修正損20万円の補正、水道料金軽減申請等でございます。

続いて、資本的収入の部でございます。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債3,240万円の補正でございます。資本費平準化債でございます。

資本的支出の部でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目排水設備改良費12万5,000円の補正でございます。人件費でございます。

説明は以上になります。

○議長 茂木町長。

○町長 議第61号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第2号）を提案申し上げます。

第1条、令和7年度川西町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

以下、第2条からの内容については、中山地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 中山地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私より、議第61号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算

(第2号) についてご説明申し上げます。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

収益的収入及び支出の補正でございます。

第2条、令和7年度川西町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の部。

第1款下水道事業収益、第2項営業外収益1,000万円の減額。

計2億9,098万6,000円。

支出の部。

第1款下水道事業費、第1項営業費用76万5,000円を追加し、3億2,843万7,000円とするもの、第3項特別損失377万2,000円を追加し、計377万3,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出の補正でございます。

第3条、予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,239万9,000円は、消費税資本的収支調整額433万3,000円、現年度分損益勘定留保資金1億2,599万4,000円、現年度分未処分利益剰余金8,207万2,000円で補填するものとするを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,259万9,000円は、消費税資本的収支調整額433万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,599万4,000円、過年度利益剰余金処分額4,227万2,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の部、第1款資本的収入、第1項企業債4,380万円を追加し、計1億430万円とするものでございます。

支出の部、第1款資本的支出、第3項企業債償還金400万円を追加し、計2億3,935万5,000円とするものでございます。

企業債の補正。

第4条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。資本費平準化債、補正額が4,380万円を追加し、計6,700万円とするものでございます。

議会の議決を経なければ、流用することができない経費の補正でございます。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。職員給与費76万5,000円を追加し、計2,584万1,000円とするものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

別紙資料をご覧いただきたいと思います。

概要になります。

収益的収入。

第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第5目他会計補助金1,000万円の減額、一般会計からの補助金でございます。

収益的支出。

第1款下水道事業費、1項営業費用、5目総係費76万5,000円の補正でございます。時間外勤務手当及び法定福利費になります。

3項特別損失、1目特別損失377万2,000円の補正でございます。過年度損益修正損、その他臨時損失になります。

資本的収入。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債4,380万円の補正、資本費平準化債となります。

資本的支出。

1款資本的支出、3項企業債償還金、1目企業債償還金400万円の補正、建設企業債元金償還金となります。

説明は以上でございます。

○議長 茂木町長。

○町長 議第62号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

第1条、令和7年度川西町農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

以下、第2条からの内容については、中山地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 中山地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私から、議第62号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、令和7年度川西町農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の部。

第1款下水道事業収益、第2項営業外収益1,000万円の追加の補正でございます。

計6,622万4,000円。

支出。

第1款下水道事業費、第3項特別損失54万3,000円を追加し、計54万4,000円とするものでございます。

資本的収入の補正。

第3条、予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,559万6,000円は、消費税資本的収支調整額12万9,000円、当年度分損益勘定留保資金3,546万7,000円で補填するものとするを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,129万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金2,129万6,000円で補填するものとするに改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の部でございます。

第1款資本的収入、第1項企業債1,430万円を追加し、計2,460万円とするものでございます。

企業債の補正。

第4条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。資本費平準化債1,430万円を追加し、計2,350万円とするものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

別紙資料についてご説明申し上げます。

概要でございます。

収益的収入の部でございます。

1款下水道事業収益、2項営業外収益、5目他会計補助金1,000万円の補正、一般会計からの補助金でございます。

収益的支出。

1款下水道事業費、3項特別損失、1目特別損失54万3,000円の補正、過年度損益修正損でございます。

資本的収入の部。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債1,430万円の補正、資本費平準化債となります。説明は以上でございます。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時55分といたします。

(午前10時40分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時55分)

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

高橋輝行君。

○10番 一つだけの予定でしたが、2つの内容について、簡明に申し上げたい、お尋ねしたいと思います。

一つは、議第58号に係る一般会計の補正予算（第4号）というのになりますけれども、財政についての質問を申し上げたいと。

先の、9月の定例議会におきまして、町債の繰上償還、元金増額について、補正予算が提案されました。今回も内容を見ますに、増額の提案となっておるわけでありまして、この内容について説明をお願いしたいということが一つであります。

それから、2点目は、これも9月の定例会でありましたけれども、前年度の繰越金を活用して繰上償還に加え、財政調整基金の積立てを行っておりますが、今回、今後の財調の考え方について、どのように考えているのか、総括的にお尋ね申し上げたい。これが大きなくりの一つであります。

これだけの予定でありましたけれども、議第66号に、町長から提案あります第6次総合計画、この内容について、総括的な立場からお尋ね申し上げたい。

これ議長、私、総務常任委員会なんですけれども、ちょっとくだりを申し上げますと、委員協議会という場での、ご丁寧な当局からの説明でありますけれども、分析しますに、委員協議会というのは、言うなれば非公式、そして、議事録にも残らないというような内容であります。そうなりますと、説明いただいたことになりますけれども、これどうなんだ、あなんだという、例えば将来振り返ったときに、議事録に残らないわけですから。

でありますから、過日も申し上げましたが、議長、当局側にへりくだって、頼んでこいと

いうことでないけれども、茂木町長、やっぱりこういうものを提案するので、閉会中の所管事務調査ということで、正式にひとつ話題にさせていただいて、そして、しかる定例会には議決というようなことで進めてまいりたいという、ひとつボールを投げていただきたいと。

それを受ければ、議会側も、そうかというようなことで、鶏か卵か、どっち先かという問題になりますけれども、やっぱり提案されるほうが、国会を見ましても提案されるほうが、上とか下とか関係なく、そういうふうなことになるのではないかと。これはお願いというよりも、その辺のところはひとつ、議長にも先ほど休憩中に申し上げたんですが。それ分らないから、1年生は分からないから、輝行にやめろと言われたとか何とか、パワハラとか、とんでもない議員がおるわけですけども、それはそこにいっちゃうと、またおかしくなるんで、それひとつお願いしたいと。

それが出ているので、茂木町長、聞く場面は、この一括議題しかないんですよ、この議第66号の第6次、10年間の計画ですから、町長ね。提案されているのはいっぱいありますけれども、これ10年越しの内容を決めるわけですよ。いわゆる骨格ですよ。でありますから、議長、特段のご理解いただいて、簡単に聞きますけれども。

それで、これちょっともう一回、何回も私、同じことを言っているんですが、上位法、つまり国の上位法では、この種というか、この総合計画、全国あまた市町村ありますよね。議会のいわゆる規制緩和という言葉になろうかと思いますが、議会の議決は要らないよというふうになったんですよ。しかし、本町の場合は、佐々木賢一君が議長で、私が副議長でしたけれども、そのときに、いやいやと、本町は議会の議決、上位法では要らないといっているけれども、本町は議決というふうにしましょうということで、これ条例で明確にうたっているんですね。

私、これは、何回も申し上げたんですけども、今日局長に改めて、条例というものを抜粋してコピー頂いたんですよ。そうすると、川西町まちづくり基本条例の中の第17条なんです。これ、17条はいいんですよ。しかし、茂木町長、これ、あんまりちょっと不穏当な発言だと、マスコミがいるからあれだけでも、分かりやすく言いますと、前任者の、これいいのかな、議運委員長、悪かったら注意してください。前任者の原田町長のぷんぷん臭いする条例なんですよ、これ、分かりやすく。それ、いいとか悪いとかじゃないよ。

つまり、やっぱり茂木町長に、町民もいっぱい期待しております、私も期待していますよ。そういう意味で、茂木カラーを出すためには、副町長、町長にアドバイスしていただきながら、まちづくり基本条例、前任者の臭いという言葉は妥当かどうかですが、そのルールが強

過ぎる内容については、私は早急に検討していただいて、2回目の予算を組むわけですから、ひとつ頑張っていたきたいと。

私はずっと思っているんですけども、議長、ちょっと長くなってごめんなさいね、一般質問でないからね。27歳初当選で、10期目なんですけれども、順調にいけば11期目なんです、1期目の4年は、茂木町長、これは前任者の後始末と言われるんですよ、1期。全く今、その真っ最中なんです。2期目に自分の構想を練られまして、町長になった方はですよ。そして、3期目に具現化していくと。もう少し足りない分は4期、5期と、こういうような先輩から教えられて、薫陶を受けてきた1人なんですけれども、そういう意味で、茂木町長、非常に若いゆえにですね。大きな期待もありますし、私も期待していますよ。ですから、4年頑張っていたきたい。

ただ、その中で、やっぱり基本となるもの、何回も言うようで、お叱りを受けますけれども、臭いのするような条例だとか、何も消せとかというんじゃないで、全て否定しているんでないよ。ひとつ茂木カラーを出していく、こういう工夫は、何かハードなソフトな事業をするだけでなく、私は第2世代交付金、これ大したものだというふうに何回も申し上げて、まだ上位法を今狙われておると思います。鈴木憲和代議士と共に、あるいは西川の菅野町長と共に、あるいは大石田の庄司さんと一緒に。

これ、飯豊の嵐さんですか。ぜひ頑張っていたきたいし、頑張っていることも、今はやりのSNSですかで、私より娘のほうがかえって詳しくたりしているんですけども、いろいろそんなことで、その前任者の硬い岩盤の上に立っているこの条例、私は見直しという言葉を含めながら、この中で議会の議決なんですよ。

それで、前任者を考えると、5期20年務められたんですが、やっぱり4年間浪人されて当選されているもんだから、今思うとね。非常に準備期間があったんですよ、ああでもない、こうでもないという、恐らくね。だから、なるとすぐに協働のまちづくりという、ちょっと聞いたことない、フレッシュな感じのスローガンという強い印象を持っているんです。結果は、てめえのことはてめえでやれということで、どうなんだという私は批判しているんですけども、最初はそういうフレッシュ感あったんです。

ところが、茂木町長の場合、ちょっと厳しく申し上げれば、やっぱり準備期間ないままに、なるという強い決意については、決意は評価するわけですけども、準備期間なかった分、ひとつ、副町長の島貫さんを含め、職員の方の優秀なアドバイスを受けて、頑張っていたきたいと。

前段はそれぐらいにしてやめまして、私は住みよい町と、質問の内容ですけれども、住みよい町と住みやすい町という、茂木町長はこのリーフを見ますと、住みやすい町ということ言っているんですけれども、過日の全協の中では、住みよい町という表現について、賛同とか理解を示されているんで、どっちかなんていうそんな質問ではなくて、どうかひとつ住みよい町の中での基本的な具体的なことは、ひとつ4年間の中で勉強していただいて、そして基本は住みよい町という、これを基本にしながら、まちづくりをしていただいてもいいのではないのかなということだと思うんですが、どうですかということで、それが質問の内容であります。

1点だけ、ちょっと具体的になりますけれども、過日、JRの高齢者用の切符のあれありますよね。ここに、たまたま見たんですが、ジパング倶楽部というやつで、外国人が愛した日本という、外国人が愛したと、これJR東日本の抜粋。この中に4つ、5つ紹介あるんですけれども、ここに本町の、例のイザベラ・バードということで紹介があるんです。間違いなく泊まったんですよ、小松に。その辺は副町長にお尋ねしていますから。

何点か申し上げましたが、よろしくお願いします。

○議長 島貫副町長。

○副町長 それでは、最初に財政のことにつきましてお答えをしたいと思います。

繰上償還についてご提案申し上げておりますことについては、県のほうとも償還について相談をさせていただいている中で、利率の高い借入れがあったということで、これについては早急に返済したほうが有利じゃないかというふうなことで、今回提案をさせていただいている内容でございます。

それから、財源調整基金への積立てと、それから繰上償還の関係でございますけれども、どちらも、これは財政運営をやっていく上で非常に大切なことでございます。家庭の家計を見ましても、できるだけ借金の利息は払いたくないと、それから貯金はできるだけ増やしたいというふうな思いで、皆さん家計をやりくりされているのではないかと思います。

町の財政につきましても同様でございます。できるだけ借金の利息は払わないように、それから貯金はできるだけ、いかなるときに備えても積み立てておくというふうな方向でいかなければならないということございまして、ただそれが、どちらがどの程度必要なのかということについては、その時々状況によりまして、適宜バランスを取っていく必要があるものというふうに捉えているところでございます。

続きまして、イザベラ・バードのことにつきましては、ホームページにも載っております

けれども、明治11年に本町を訪れられたというふうに記載がございます。その当時は、アジアのアルカディアというふうなことで評されたというふうに伺っております。そのような環境については、これからも大事にしながら、そういう環境を生かしたまちづくりについて、総合計画でもしっかりと取り入れながら、表現をしていきたいというふうに捉えているところでございます。

○議長 副町長、まちづくり基本条例は町長ですか。

茂木町長。

○町長 ご指摘していただいております、まちづくり基本条例の中で設定させていただいております総合計画の議決に関する件でございますが、6次総合計画の中で、しっかりと川西の皆さんが幸福度を高められるような、そうしたまちづくり、住みやすく住みよいまちづくりに努めてまいりたいと思います。

その中で、議員の皆様方に丁寧な説明を心がけてきたわけでありましたが、議員ご指摘のように、協議会でご審議いただいて、全員協議会のほうでかけさせていただいたというところでありましたけれども、やはりここは、所管外の事務調査のほうの委員会並びに全員協議会という流れに、丁寧に進めるべきだったと思います。今後そのようなことのないように、しっかりと議員の皆様方のご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○議長 高橋輝行君。

高橋輝行君に申し上げます。簡潔明瞭によりしくお願いします。

○10番 茂木町長に、ここで申し上げてあれなんですけれども、進め方、議会の云々、これは別に、副町長が今の言葉を言うごんだらだけれども、そんなに一議員に、ここ悪かったなんて、そんなことは言わなくてもいいんで、もっと大局的な部分。

それ、再質問になりますけれども、住みよい町というのを目指す、この基本的なところだけ、もう一回お尋ね申し上げたいというふうに思います。

それからあと、イザベラ・バードについては、副町長なんか一番、今の川西の中では、現職としては一番分かっている人でないかなと思うんですけれども。とにかく小松には泊まったんですね。今、副町長は立場上、どこに泊まったということは言葉には、立場上できないと思うんですが、ニシエイジュさんの家に泊まったんですね。

ちょっと歴史を調べてみますと、西郷隆盛の弟、西郷従道もニシエイジュに泊まっているんですね。そういう中で、非常に川西は、町長、ぜひ6次の中では具体的なそういう表現

はありませんけれども、外国人の愛した日本の中の5本、6本の中の1本に入っているわけで、ぜひひとつそういう国際的な感覚も、最近町長、海外行かれたことがありますか。

○議長 茂木町長。

○町長 ご質問いただきました住みやすい町と住みよい町についてであります。住みやすい町、私もリーフレットで表現させてもらったということは、様々な生活の利便性を上げたという意味で記載させてもらいました。そして、この第6次総合計画の中に記載しました住みよい町については、感覚的な部分というか、幸福度を上げるという、そうした部分も網羅した、追加した上で、住みよい町という表現をさせていただいたところでもありますので、町民の皆さんが川西町に住みたいと思える、そして、この川西町が住みよい町となれるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 町長、海外に行ったことがあるかと。

高橋輝行議員に、個人的なことなので、答弁差し控えたいというようなことです。

続けてください。

高橋輝行君。

○10番 イザベラ・バードから始まりまして、私もなかなか、機会があれば外国に行ってみたいと思うんですが、なかなか予算的な内容で行けないので、町長は公式になるか、個人的に、どちらも含めて、最近海外でご視察なり、そういうイザベラ・バードにかけまして、ありますかと、こういうお尋ねしたんですよ。答えたくなければ答えなくていいし、あればあったで何も問題はないわけなんで、さらにお尋ねしたいと、そのことはね。

それで、いずれにしても、町長、一番、まだ腰が定まらないような感じがするわけですが、住みよい町ということで、そこを目指すという形の中でお話あったんで、私はその方向で腰を定めて、言葉遊びではないけれども、住みやすい町でなく住みよい町、町長選のキャッチフレーズは住みやすい町ですけども、過日の内容では住みよい町と、そうだなということだったんで、ぜひそういう方向で進んでいくものというふうに理解をしております。別に確認して、それがどうなるものでありませんけれども、これは答弁要りませんから。

そんなことで、いろいろ申し上げましたが、ぜひひとつ茂木カラー、今の高市早苗さんは、サナエノミクスだっけ、それと同じで、晶カラーを出していただいて。遠慮しないでいいと思いますよ。遠慮して何ぼでないからね。考えているうちに、4年間なんかすぐ終わっちゃうから、そういったことを大いにご期待申し上げ、町民の期待している部分を代わって申し上げて私の質問を終わりたいと。ちょっと長くなって、ごめんなさい。

以上です。

○議長 ほかに。

寒河江 司君。

○5番 すみません。総括でなくて、確認でもよろしいでしょうか。

○議長 どのようなことでしょうか。

○5番 マイナンバーカードの件に関して……

○議長 それは具体的なことになりますので、総括質疑とは言えないので、ご遠慮ください。

○5番 分かりました。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第16、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定により、日程第4、議第63号川西まちなかテラス条例の設定についてから日程第15、議第62号 令和7年度川西町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）までの12議案を、内容審査のため、既に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願の付託

○議長 日程第17、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願は2件であります。

請願第2号 三菱鉛筆株式会社山形工場移転後の跡地利活用に係る請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員寒河江 司君。

○5番 5番寒河江です。

それでは、私から、請願第2号 三菱鉛筆株式会社山形工場移転後の跡地利活用に係る請願について説明を申し上げます。

なお、請願文の朗読によって説明といたします。

三菱鉛筆株式会社山形工場移転後の跡地利活用に係る請願。

川西町の中心市街地であるJR羽前小松駅の西側地区は、古くからの宿場町として栄え、現在も保育所、幼稚園、小学校、高等学校及び事業所が集積し、本町の活性化を図る上で重要な地域です。

現在、町では、町民駅であるJR羽前小松駅西側に中心市街地活性化の誘導施設として公立置賜川西診療所の移転改築計画を進めています。

一方、JR羽前小松駅西側に隣接する「三菱鉛筆株式会社山形工場」が町内移転することとなり、移転後の跡地については、本町のまちづくりに欠かすことができない魅力ある貴重な土地であることは衆目の一致するところであり、その利活用については多くの町民が注目しているところです。

町の人口が減少し少子高齢化が進展する中、持続可能な中心市街地のまちづくりと相まって公共・公益的施設の老朽化が課題となっている中、三菱鉛筆株式会社山形工場移転後の跡地については、中心市街地の課題を解決するに有効な土地であると言っても過言ではありません。

については、町は、当該跡地の利活用について町民の意を十分に反映した土地の利活用ビジョンを町民に示し、中心市街地の新たな価値が創造され、発展に資する利活用を図っていくまちづくりを推進するよう請願します。

令和7年11月21日付。

請願者、三菱鉛筆株式会社山形工場跡地利活用を推進する会、川西町大字上小松1612—13、園部義一。

以上の内容であります。

所管委員会におかれましては、慎重審査の上、採択いただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長 本請願は総務文教常任委員会に付託いたします。

請願第3号 ツキノワグマ対策に関する請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員渡部秀一君。

○4番 4番渡部です。

それでは、私から、請願第3号 ツキノワグマ対策に関する請願について説明申し上げます。

令和7年11月21日付。

請願者、川西町大字玉庭3465—2、佐藤準一であります。

請願内容を朗読いたします。

ツキノワグマ対策に関する請願。

本年は、全国的にクマの出没が多発し、過去最高の目撃件数、事故発生件数を記録しています。

山形県においても同様であり、本町においては、人身被害が7月に1件、10月に1件の計2件発生しています。現在も住民へ危害を加えかねない状況です。

町民の安心・安全を確保するためには、クマ出没の情報をいち早く町民の皆さんへ提供することと、捕獲事業の強化が必要です。捕獲事業については、猟友会の協力がなければ成り立ちませんが、会員の減少や高齢化により、緊急時に対応できる会員の確保が困難な中で、連日のように対応が必要な状況にあります。

よって、次の事項について請願します。

記。

- 1 クマの出没が確認された時点で、速やかに町民に注意喚起の周知を徹底すること
- 2 猟友会への支援を拡充すること

以上の内容であります。

所管委員会におかれましては、慎重審査の上、採択いただきますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長 本請願は、町民への注意喚起については総務文教常任委員会、猟友会への支援拡充については産業厚生常任委員会に分割して付託いたします。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、公益社団法人日本理科教育振興協会より、令和8年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い、川西町商工会より、令和8年度川西町商工会重要事業要望書、

一般社団法人日本教材備品協会より、学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い、一般社団法人山形県建設業協会より、令和7年度建設振興策に関する要望書、山形県難病等団体連絡協議会より、難病等対策並びに患者支援に関する要望書、山形県医療労働組合連合会より、安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出に関する陳情書、一般社団法人中国における臓器移植を考える会より、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午前11時29分)